

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、戦後の国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

しかし、私たちの身近な状況を見ると、固定的な性別役割分担<sup>※1</sup>をはじめ、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、意識や慣習の面において、いまだ課題が多く残されています。

こうした中、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

## 2. 基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

本市においても、男女共同参画社会基本法の5つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

## 【男女共同参画社会とは】

～男女共同参画社会基本法（平成11年（1999年）6月に公布・施行）～

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第2条）」

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方自治体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

### 男女共同参画社会基本法の5つの理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

#### 【国の責務】

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む）の総合的な策定・実施の責務

#### 【地方公共団体の責務】

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

#### 【国民の責務】

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

平成11年（1999年）6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念と、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意の下に定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組が総合的に推進されることを目的としています。また、この法律は男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、男性も女性も自らの個性を發揮しながらいきいきと充実した生活を送ることができることを目指すものであり、21世紀の我が国の社会を決定する大きな鍵であると言えます。

### 3. 本市が目指す男女共同参画社会の姿

本市が目指す男女共同参画社会とは、あらゆる場面において「市民一人ひとりの男女平等意識が高められる社会」です。

家庭では、固定的な性別役割分担意識が解消され、男女が共に家事、育児、介護等の家庭的責任を積極的に担うことにより、働き方や生き方を柔軟に選択できる明るく活気に満ちた家庭が築かれます。

地域では、様々な慣行、しきたり等が見直されることにより、地域の様々な行事や活動に男女が共に地域の担い手として参画できるようになります。

働く場では、性別により差別されることなく、採用・賃金・昇進において均等な機会と待遇の確保が行われるようになり、一人ひとりの能力や個性が最大限に発揮できるようになります。

そして、様々な分野において責任ある立場、政策決定過程への女性の参画が高められ、女性の意見等が反映されるようになり、すべての市民が性別に捉われることなく一人ひとりの人権、個性、能力、価値観が尊重され、自らの意思で自分らしい生き方を選択することができる社会です。

### 4. 計画の性格と位置付け

本計画は、本市における男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「京都府男女共同参画計画・新KYOのあけぼのプラン」を勘案し、「南丹市男女共同参画社会推進委員会」において審議を重ねるとともに、「南丹市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

### 5. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10か年とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。